

石川県公報

令和3年4月20日

第13398号（火曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

○歳入の徴収事務の委託 公告	(文化振興課)	1	○土地改良事業計画の変更認可申請を適当とする決定及び縦覧公告	(農業基盤課)	2
○令和3年度石川県介護支援専門員実務研修受講試験公告	(長寿社会課)	1	○入札公告	(警察本部)	2
○肥料登録有効期間更新公告	(農業政策課)	2	教育委員会		
			○博物館の登録事項の変更登録		4
			○博物館の登録事項の変更登録		4
			○博物館の登録		5

告 示

石川県告示第161号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。
令和3年4月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

委託事項	委託先		委託期間
	所在地	名称	
兼六園・文化施設共通利用券（兼六園、菱櫓・五十間長屋・橋爪門続櫓・橋爪門二の門、石川県立美術館、石川県立歴史博物館及び石川四高記念文化交流館を含む共通利用券をいう。）に係る使用料の徴収事務	金沢市広坂2丁目2番5号	公益財団法人石川近代文学館	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

公 告

令和3年度石川県介護支援専門員実務研修受講試験公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験を次のとおり実施する。

令和3年4月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 試験の日時
令和3年10月10日（日）午前10時から
- 試験の場所
福祉総合研修センター（金沢市本多町3丁目2番15号）
石川県社会福祉会館（金沢市本多町3丁目1番10号）
石川県地場産業振興センター 本館（金沢市鞍月2丁目1番地）
石川県地場産業振興センター 新館（金沢市鞍月2丁目20番地）
- 指定試験実施機関

社会福祉法人石川県社会福祉協議会

4 出願に関する書類の受付期間

令和3年6月18日(金)から同年7月2日(金)まで(郵送で同日までの消印のあるものを受け付ける。)

5 出願に関する書類の提出先

社会福祉法人石川県社会福祉協議会福祉総合研修センター

〒920-0964 金沢市本多町3丁目2番15号

電話番号 076-221-1833

6 合格発表及び発表方法

令和3年12月2日(木)

受験者(欠席者、無効者を除く)に郵便で通知するほか、県及び県社会福祉協議会ホームページに合格者の受験番号を掲載する。また、県庁行政庁舎及び県保健福祉センター・地域センターにおいて合格者の受験番号を掲示する。

7 その他

受験案内等の請求その他詳細については、社会福祉法人石川県社会福祉協議会福祉総合研修センターへ問い合わせること。

肥料登録有効期間更新公告

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和3年4月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	その他の規格	生産業者の名称及び住所	登録の有効期限
石川県第205号	貝化石肥料	クレイン特2号	アルカリ分 35.0%	公的規格のとおり	北陸産業株式会社 白山市鶴来水戸町ネ80番地	令和9年 4月20日

土地改良事業計画の変更認可申請を適当とする決定及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業計画の変更認可申請を適当と決定したので、その関係書類を令和3年4月21日から同年5月25日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議を申し出ることができる。

令和3年4月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業を行う者の名称	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
安原地区土地改良区	非補助土地改良事業 (維持管理)	変更に係る土地改良事業計画書の写し	金沢市農業基盤整備課
二塚土地改良区	非補助土地改良事業 (維持管理)	変更に係る土地改良事業計画書の写し	金沢市農業基盤整備課
美川土地改良区	非補助土地改良事業 (維持管理)	変更に係る土地改良事業計画書の写し	白山市農業振興課

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和3年4月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名
令和3年度ストレスチェック事業委託
- (2) 業務内容
入札説明書による。
- (3) 委託期間
契約締結の日から令和4年2月28日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和3年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加資格確認申請書には、次に示す事項について証明する書類を添えて令和3年4月23日（金）までに5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

- (1) 仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- (2) 国又は地方公共団体が発注した同種の業務を受注し、又は履行した実績を有し、この委託業務の履行が可能であると認められる者であること。

4 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、令和3年4月26日（月）までに入札参加資格確認結果通知書の郵送等により行う。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書及び入札参加資格確認申請書の提出場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先
〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110
- (2) 入札説明書の交付方法
(1)の交付場所において交付
- (3) 入札書の受領期限
令和3年4月27日（火）正午
(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は(1)の提出場所とする。)
- (4) 開札の日時及び場所
令和3年4月27日（火）午後1時50分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該

金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及びその他入札説明書に違反した者の提出した入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

教 育 委 員 会

石川県教育委員会告示第11号

博物館法(昭和26年法律第285号)第13条第2項の規定に基づき、次の博物館の登録事項の変更登録をした。

令和3年4月20日

石 川 県 教 育 委 員 会

登録記号番号	第7号	
設置者の名称	能美市	
博物館の名称	変更前	能美市立博物館
	変更後	能美ふるさとミュージアム
博物館の所在地	変更前	能美市倉重町戊80番地
	変更後	能美市寺井町を1番地1
変更年月日	令和3年3月31日	

石川県教育委員会告示第12号

博物館法(昭和26年法律第285号)第13条第2項の規定に基づき、次の博物館の登録事項の変更登録をした。

令和3年4月20日

石 川 県 教 育 委 員 会

登録記号番号	第1号	
設置者の名称	小松市	
博物館の名称	変更前	小松市立博物館 分館 小松市立本陣記念美術館
	変更後	小松市立博物館
博物館の所在地	変更前	小松市丸の内公園町19番地 小松市丸の内公園町19番地
	変更後	小松市丸の内公園町19番地
変更年月日	令和3年3月31日	

石川県教育委員会告示第13号

博物館法（昭和26年法律第285号）第10条の規定に基づき、次の博物館を博物館登録原簿に登録した。

令和3年4月20日

石 川 県 教 育 委 員 会

登録記号番号	第33号
設置者の名称	小松市
博物館の名称	小松市立本陣記念美術館
博物館の所在地	小松市丸の内公園町19番地
登録年月日	令和3年3月31日

